

## ○風間浦村水産物蓄養施設設置条例

平成4年6月20日  
条例第8号

## (設置)

第1条 風間浦村の水産物の特産化と観光産業の振興を期して、活イカ等の水産物を常時備蓄、提供することにより、高級化、多様化する水産物の需要ニーズに応えとともに消費拡大を促進し、地域経済の活性化に資するため、水産物蓄養施設を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 水産物蓄養施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
風間浦村活イカ備蓄センター	青森県下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂127番地

## (管理)

第3条 風間浦村活イカ備蓄センターは、村長が管理する。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、施設の管理に関する業務を法人その他の団体であつて村が指定する者に行わせることができる。

## (委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年8月4日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月13日条例第12号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。